

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画担当
内線番号	5291

No.	項目	内容
①	処分名	流水の占用の許可(期間更新を除く。)
②	法令名	河川法
③	法令番号	昭和39年法律第167号
④	根拠条項	第23条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版)</li> <li>・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)</li> <li>・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)によること。</li> <li>・次の内容に適合すること。</li> <li>① 水利使用の目的が、社会全体からみて妥当性、公益性を有すること。</li> <li>② 遊休水利権となることを避けるため、取水を行うための事業の実行確実性を有すること。</li> <li>③ 必要取水量は、合理的な根拠に基づいて算定され、かつ必要最小限であること。</li> <li>④ 取水予定量が、河川の流況等に照らして安定的に取水可能であること(当該地点の基準濁水流量から、河川維持流量と関係河川使用者の取水量の和を控除した水量よりも少ないこと)。</li> <li>⑤ 流水を占用するための工作物の設置等により、治水上その他公益上の支障が生じるおそれがないこと。</li> <li>⑥ 関係河川使用者(水利権者、漁業権者等)の同意が得られていること。</li> <li>⑦ かんがいのための取水にあつては、最大取水量をしろかき期及び普通かんがい期に区分して記載し、それぞれの取水期間を明記すること。</li> <li>⑧ 基準濁水流量の算定には、取水予定箇所における河川流量、10年間の濁水流量の抽出を必要とする。</li> <li>・京都府河川の占用等に関する条例(平成12年条例第11号)</li> <li>・河川管理規則(昭和43年京都府規則第13号)</li> <li>・河川管理規則の施行について(昭和43年5月31日付け5河第157号土木建築部長通知)</li> </ul>
⑧	経由機関名	各土木事務所又は大野ダム総合管理事務所
⑨	協議機関名	関係市町村等
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から120(150)日以内
	経由機関	60日以内
	協議機関	30日以内(必要がある場合)
	当該処分期間	60日以内
⑫	問合せ	建設交通部河川課、各土木事務所施設保全室、大野ダム総合管理事務所管理課
⑬	備考	

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画担当
内線番号	5291

No.	項目	内容
①	処分名	流水の占用の許可(期間更新に限る。)
②	法令名	河川法
③	法令番号	昭和39年法律第167号
④	根拠条項	第23条
⑤	処分権者	各土木事務所長又は大野ダム総合管理事務所長
⑥	法令の定め	第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版)</li> <li>・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)</li> <li>・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)によること。</li> <li>・次の内容に適合すること。</li> <li>① 水利使用の目的が、社会全体からみて妥当性、公益性を有すること。</li> <li>② 遊休水利権となることを避けるため、取水を行うための事業の実行確実性を有すること。</li> <li>③ 必要取水量は、合理的な根拠に基づいて算定され、かつ必要最小限であること。</li> <li>④ 取水予定量が、河川の流況等に照らして安定的に取水可能であること(当該地点の基準渇水流量から、河川維持流量と関係河川使用者の取水量の和を控除した水量よりも少ないこと)。</li> <li>⑤ 流水を占有するための工作物の設置等により、治水上その他公益上の支障が生じるおそれがないこと。</li> <li>⑥ 関係河川使用者(水利権者、漁業権者等)の同意が得られていること。</li> <li>⑦ かんがいのための取水にあつては、最大取水量をしるかき期及び普通かんがい期に区分して記載し、それぞれの取水期間を明記すること。</li> <li>・京都府河川の占用等に関する条例(平成12年条例第11号)</li> <li>・河川管理規則(昭和43年京都府規則第13号)</li> <li>・河川管理規則の施行について(昭和43年5月31日付け5河第157号土木建築部長通知)</li> </ul>
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	関係市町村等
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から30(60)日以内
	経由機関	
	協議機関	30日以内(必要がある場合)
	当該処分期間	30日以内
⑫	問合せ	各土木事務所施設保全室、大野ダム総合管理事務所管理課
⑬	備考	